

# 課程博士の学位授与申請に係わる審査報告書

学 籍 番 号	12DC1503 (中国研究科 中国研究専攻)
氏 名 ( 本 籍 )	石 巍 (中国)
学 位 の 種 類	博士 (学術)
報 告 番 号	甲 第 100 号
学位授与年月日	平成 30 年 3 月 20 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
論 文 題 目	I D システム視点下の中国における ネット社会ガバナンスについての研究
審 査 委 員	主査 高橋 五郎 副査 李 春利 副査 高 明潔

2018 (平成 30) 年 2 月 13 日

愛知大学大学院中国研究科

# 審査の結果の要旨

## 本論文の構成

- 1 序論
- 2 インターネット社会と中国
- 3 中国におけるインターネット社会のガバナンス
- 4 中国におけるインターネット社会における主要な問題
- 5 主要な問題に対する中国における既存対策の不足
- 6 中国におけるインターネット社会ガバナンスの趨勢
- 7 結論

## 参考文献

## 本論文の研究の課題と研究背景

2017年に発表された第40回「中国インターネット発展状況統計報告」によると、中国インターネット利用者数は7.51億人に達し、インターネット普及率は54.3%に達したという。

ネット社会は良い面ばかりではなく、時間・空間の制約なし、不特定多数、匿名など特性により生活に色々な便利をもたらした同時に、虚偽、詐欺、偏見、中傷、成りすまし、嫌がらせなどモラル・ハザードの現象が生じやすい。名誉毀損に該当するような違法有害情報の流通や、他人の著作権に対する侵害行為、ネットワークを利用した犯罪行為等も数多くみられる。

ネット社会による問題は様々だが、しばしば見られる問題は、主に以下の4点、情報品質の悪化、著作権の侵害、プライバシーの流出、サイバー犯罪である。

本論文は、これら中国のネット社会が持つ問題焦点を当て、従来のその対応策を批判的に吟味し、より効果的な方向性を模索しつつ、その限界を明らかにしようとしたものである。

## 研究の意義

中国ネット社会が形成されて以来、インターネット通信技術は人々の日常生活に色々な便利をもたらしてきた。同時にインターネット依存やネット犯罪、不正利用など様々な問題を引き起こして、リアル社会に悪影響を与えてしまった。利用者にとって、プラスの面をしっかりと認識し、積極的にインターネットを活用していくことと、マイナス面を直視することで、その危険性を認識して、健全・安全な使用法を心がけることが同等に重要である。中国において、現時点で全国民の約半分がインターネットの利用者であることと、さらに発展していく見込みを踏まえて考えると、ネット社会の持続可能な発展は、中国未来のあり方に深くかかわっている。

同時に、ネット社会において、IDシステムはユーザーにとっても業者にとっても不可欠な存在であるから、これからも人々の生活と深く関連し、共に発展していくであろう。しかし長年の発展を経て、アカウント窃盗や情報漏洩などの問題が日増しに厳しくなっており、それによる危害も旧来のバーチャルアイテム盗難事件から電信詐欺やクレジットカード盗用などの現実的な問題に発展、正常な社会秩序に脅威をもたらしている。

本論文はネット社会の持続可能な発展にとっては、IDシステムに関連する問題を解決するのが最も重要な課題であるとの認識に立ちつつも、その限界を明らかにした意義がある。

## 本論文の研究手法

本論文の研究手法は、中国のネット犯罪等が中心であることから、主に中国文献研究を行った。参考文献は、情報科学、情報に関する社会学に集中しており、中国の参考文献が中心的存在である。

また、リアル社会とバーチャル社会の垣根を越えて往来する個々の犯罪事案を収集し、実際にネット空間に参加し、その類型的体験的な事例分析を行った。中国におけるネット社会の形成、発展及び伴って起こってきた様々な問題について、それぞれの背景や成因、問題点などを詳しく分析した。

## 先行研究の吟味

先行研究に関し、本論文は、まず鄭中玉、何明生の文献を参考に、中国の「ネットワーク社会」を大別して二種類に分ける。一つは、情報化社会の社会構造形態、もう一つは、インターネット技術に基づいて形成したサイバースペースに存在するサイバー社会である。中国内には、マニユエル・カステル (Manuel Castells) のネットワーク社会 (中国語で同じく「ネットワーク社会」という) の概念を引用しながら、サイバー犯罪、サイバーポルノ、サイバー詐欺、サイバー権利侵害、インターネット依存等々ネット社会の問題及びインターネット技術問題を分析する者が大勢いるとし、王冠はネット社会は通信技術の発展によって引き起こされた新たな社会形態であり、学界には二種類のロジックが存在しているとする。一つは、Network Society、もう一つは Internet Society である。前者は社会の「ネットワーク化ロジック」を重視し、文化の影響下にある形態の多様性に関心を持つ。後者は技術の決定作用を重視し、サイバー空間と現実空間間の違いに関心を持つ。二つの構造は、二つの異なる角度からできた解釈である。具体的な応用には一定の通約性がある一方、理論の面では通約不可能性が存在するとする。

また馮務中、李艷艷の研究からは、「ネットワーク社会」は情報化社会、インターネット社会及びサイバー団体の三階層を含み、段興利からはインターネットの出現と普及に従って生じた新たな、アノミーの性質を持つ具体的な客観的事実であり、それは現実社会問題と異なる特徴を多く持っていることを明らかにする。劉少傑からは、現代社会の発展と変遷、特にインターネット技術やインターネット活動が急速発展の推進下で、現代社会の時空拡張が主観や客観、形式、内容などの面では非常に複雑な状態が呈出され、ハーヴェイ (Harvey) が論じた時空の圧縮だけではなく、大規模な時空の拡張も呈出したとする。

以上から本論文は、ネット社会は、ビッグデータとクラウドコンピューティングなどデジタル技術を通じて理性化の傾向が表現されていると同時に、デジタル技術では分析できない感性化の傾向も無視すべきではないとし、伝統的社会にある感性的考え方や行動パターン、生き方、及び安定的な慣性と広い包容性が、ネット社会の中に拡張し融合しているとする。

以上等の考察から、ネット社会のガバナンスについて、中国サイバーガバナンスの理念、戦略、制度及び行動の4つの面を巡って、近20年のサイバーガバナンス実践と関する研究を通じて、政府が主導するサイバーガバナンスモデル、インターネット法制整備、サイバー情報管理制度の進化過程に対して研究した実績を評価する。

そこには4つ発見があるとする。第一。一般的に、ガバナンスの模式と制度の進化に対して研究し、結果は制度に導く結論を得る。鐘瑛によると、中国におけるサイバーガバナンスの基本的な模式は、立法や行政、技術、業界自律などサイバー制御と誘導を含む多くの手段に基づいて実行された政府主導型ガバナンスであり、第二に、1994年から2014年までの中国におけるガバナンス政策について研究した曾茜は中国のネット社会ガバナンスは、インターネットを発展と統制が交ざったロジックの管理モデルで開放型権威主義の特徴をもつ政策であると主張したとする。それに、それぞれの機能を持つ政府監督管理部門に制定された政策に対しても、分類分析を行った。第三。動態的視点から、中国におけるネット社会の発展及び対する管理の共同進化を総合的に分析する学者として李小宇を取り上げ、中国インターネットの特殊性と管理の需要を、制度の特性と規律を研究する背景にしたものとする。第四。文献整理、理論推論、分析解釈及び対策提案を通じて、学際的や進化的、マクロ・ミクロの結合的な方法で系統的に研究する学者もいるなど、本論文は丹念な文献の考察がなされている。

## 本論文の研究成果

本論文の研究成果は、ネット社会の持つガバナンス・リスクの限界を明らかにした点に集約できる。

ネット社会は徐々に、そのガバナンス＝ネット社会の公共管理対策のむずかしさが表面化するようにになった。研究手順として、中国のネット社会の公共管理対策を検討する前に、ネット社会の本質に対する見解をはっきりする必要がある。実際、ネット社会の本質に対する認識の差異によって、様々な管理対策が出てくる。ネット社会の本質に対して、主に「バーチャル・ワールド説」、「リアル社会延伸説」、「バーチャル社会とリアル社会の混合形態説」の三種類の見解がよく見られる。

このような見解を踏まえ、ネット社会のガバナンスをめぐるっては、各分野また諸国間に見解の相違がみられている。

中国は通信内容の規制などの手段を用いて、ガバナンスにおいては特に政府の役割を重視する傾向がある。中国のインターネット発展の過程を繰り返してみると、中国のネット社会ガバナンスは、主に技術発展段階、技術管理段階、多元化管理段階と制度制約段階の4つの段階に分けられる。

中国におけるネット社会ガバナンスの推進は、一言でいうと、バーチャル・ワールドを現実社会に引き込む過程である。中国政府はバーチャルなネット社会を確実に規範できるように実名制を着実に推進しながら、社会安定を維持するために世論のコントロールに力を入れた。しかし制約も多い。たとえばオンラインゲーム依存防止システムなどのような対応性の強いシステムを開発する際、往々に予期した効果が達成できず、システムの存在さえ知られていない。インターネット上の各種サービスを提供する業者も、アカウントセキュリティやネット社会秩序の規範などについて具体的な措置を講じたが、多くは本質に触れていない表面的な作業にすぎないという。

本論文は、ネット社会のガバナンスを徹底する最良の方法本論文のいう総合ID化以外になく、これを超えるリスクがあるとすれば、それはネット社会全体が負うべきリスクに他ならず、ネット社会にはその覚悟が必要であると結論付けた点、いわば、ネット社会が完全にコントロール可能だという主張の幻想性を冷徹に批判した。それに対するネット社会の取組みは、本論文とはまた別の次元の課題になろう。本論文の先駆性はこの分野では、他に類例をみないものである。

## 本論文の問題点

本論文の問題点は研究方法の制約にあり、研究課題に関する実証的検証が困難な点に尽きる。社会性のある構造的仕組みが特定の業者の手によって独占され、そこに、本研究課題のようなリスク出現に関する研究試行の入りうる余地がないからである。

こうした制約のもとで、実際のネットのサイトをつぶさに使ってみる以外にガバナンスとリスク制御の困難さを把握する試みを繰り返す以外になかった。今後、これを土台に、ネット社会とネット自体の構造にさらなる考察を加えてほしい。

## 口述試験における主な質疑と回答

2017年1月18日行った口述試験では、以下のような質疑が行われた。

① 本研究の方法的な研究分野はなにか？

答：広義的には情報科学だと思う。

- ② 本論文でいうネット社会において発生しているさまざまなリスクの発生源は、ネット技術か社会か？  
答：技術と社会双方にある。
- ③ バーチャル社会とリアル社会の境界はどこにあるのか？  
答：ネット利用者の意識の中にあると思う。
- ④ 総合IDの限界はネット社会リスクのガバナンスの限界に等しいのか？  
答：そうである。
- ⑤ 日本語文献が少ないが？  
答：日本では、このような研究自体ほとんどない。
- ⑥ 中国の個人情報保護はリスク回避の手段ともなるが、だれがその主体か？  
答：ネット管理者以外にない。政府はネット管理に限界がある。
- ⑦ ネットガバナンスの主体はだれか？  
これもネット管理者が基本だが、利用者責任もある。

### 本論文の審査判定

以上の口述試験等を踏まえ本審査委員会で慎重審議を行った結果、本委員会は本審査報告書の各項目に記載のように、本論文の研究成果の意義とその斬新性と研究可能性を考慮し、本研究科博士（学術）授与を全会一致で承認した。

以 上

